

10万円給付

生活保護世帯も支給

内閣府 基準日後離婚、救済せず

政府は2021年度補正予算に盛り込んだ「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」(1世帯あたり10万円)について、生活保護世帯にも支給し、生活保護費の減額につながる収入認定はしないことなどを明らかにしました。内閣府が21日、都道府県あてに通知しました。

通知では、コロナ禍で家計が急変し、申請日までに非課税相当とみなされる場合も給付の対象とする。DV避難者も別居した世帯を独立した世帯と

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」(1世帯あたり10万円)について、生活保護世帯にも支給し、生活保護費の減額につながる収入認定はしないことなどを明らかにしました。内閣府が21日、都道府県あてに通知しました。

通知では「給付対象者を一義的に確定する必要」があることを、基準日後に離婚した世帯を救済しない理由としてあげています。しかし、基準日後の事後的な事情による家計急変世帯やDV避難者は

支給対象としていることとも矛盾しており、コロナ禍で離婚後に経済的に苦しいひとり親

通知では「給付対象者を一義的に確定する必要」があることを、基準日後に離婚した世帯を救済しない理由としてあげています。しかし、基準日後の事後的な事情による家計急変世帯やDV避難者は

世帯の救済から目を背けています。申請が前回の給付であることから個別対応が難しいともいえません。

通知では「給付対象者を一義的に確定する必要」があることを、基準日後に離婚した世帯を救済しない理由としてあげています。しかし、基準日後の事後的な事情による家計急変世帯やDV避難者は

今年前半の低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金(児童一人あたり5万円)では、基準日後の離婚

通知では「給付対象者を一義的に確定する必要」があることを、基準日後に離婚した世帯を救済しない理由としてあげています。しかし、基準日後の事後的な事情による家計急変世帯やDV避難者は

も要件を満たせば支給対象としました。今回の給付は「お困りの方への支援」として具体化されたにもかかわらず、離婚直後で経済的にも困難を抱える世帯を給付対象から外した岸田政権の姿勢が問われています。